保発 0328 第 6 号 令和 6 年 3 月 28 日

都道府県知事 市町村長 特別区長 地方厚生(支)局長 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 健康保険組合連合会長 国民健康保険中央会理事長

> 厚 生 労 働 省 保 険 局 長 (公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について(通知)

- 殿

健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)の利用促進の取組の一環として、マイナ保険証を利用する場合に限度額適用認定証等の申請・提示が不要となるメリットを訴求する観点から、限度額適用認定証等の様式にその旨を記載すること等を内容とする健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」という。)(別添)が本日公布され、令和6年4月1日から施行される。

改正省令の趣旨等及び留意いただいきたい事項は下記のとおりであるので、御了知の上、 関係者及び関係団体等への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の 上、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

第1 改正省令の趣旨等

1 改正の趣旨

医療保険制度においては、被保険者の所得区分に応じて自己負担限度額を設定し、医療機関等に支払う一部負担金等の金額が自己負担限度額を超えた場合に、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給する高額療養費制度を設けている(健康保険法(大正11年法律第70号)第115条第1項等)。

高額療養費については、各月について支払った一部負担金等の額が自己負担限度額を超えた場合に、翌月以降に支給されること(償還払い)となっているところ、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 103 条の 2 第 2 項等の規定に基づき、被保険者からの申請に応じて医療保険者等が交付する限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用認定証等」という。)を医療機関等の窓口で提示し

た場合には、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されることとなっている。

この自己負担限度額を超える一部負担金の支払いの免除については、限度額適用認定証等を提示した場合だけでなく、マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合についても対象となっており、マイナ保険証を利用する場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されるといったメリットがあることを周知するため、限度額適用認定証等の様式について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 次に掲げる限度額適用認定証等の様式について、マイナ保険証により保険資格 の確認を行う場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せ ずとも、自己負担限度額を超える一部負担金が免除される旨を明示する。
 - ・健康保険法施行規則様式第13号の2
 - ·健康保険法施行規則様式第14号
 - ·船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)様式第6号
 - ·船員保険法施行規則様式第7号
 - ・国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)様式第1号の8
 - ・国民健康保険法施行規則様式第1号の8の2
 - ・国民健康保険法施行規則様式第1号の8の3
 - ・国民健康保険法施行規則様式第1号の8の4
 - ・国民健康保険法施行規則様式第1号の9
 - ・国民健康保険法施行規則様式第1号の9の2
 - ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号) 様式第4号の2
 - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則様式第5号
- (2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式(以下「新様式」という。)によるものとみなす。
- (2) 旧様式は、当分の間、新様式に代えて使用することができる。

第2 留意いただきたい事項

第1の4により、施行期日以後においても引き続き旧様式を使用することが可能であるが、マイナ保険証の具体的なメリットを周知し、マイナ保険証への移行を促すため、医療保険者等におかれては、可及的速やかに新様式に移行するようお願いする。

また、本改正は、被保険者証を提示し医療機関を受診した場合であっても、医療機関が患者の同意を得て、オンライン資格確認により限度額適用認定証等情報を取得した場合には、限度額を超える支払いを免除することを可能とする従来からの取扱いを変更するものではない。

厚生労働大臣 武見 敬三の命和六年三月二十八日 原生労働者令第五十八号 第十六条第八項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
政令第三百十八号)第十六条第八項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
健康保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四第九項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年 原生年金保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条、健康保険法施行令(K正十五年勅令第二百四十三号)第四十三条第十二項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第十二項、
〇厚生労働省令第五十八号

官 令和6年3月28日 木曜日

様式第三号(第二十四条関係)

第 様式第三号、様式第三号の二、兼式等十三号うことによった。一条(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一(健康保険法施行規則の一部改正)(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 |式第三号、様式第三号の二、様式第十三号の二及び様式第十四号を次のように改める。|| 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

(表面) 様式コード 健康保険 被保險者資格取得届 厚生年金保険 2 2 0 0 70歳以上被用者該当届 (兼)厚生年金保険 合和 年 月 日提出 事業所 事業所 整理記号 番号 届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 事業所 所在地 提 出 者 事業所 記 入 欄 事業主 社会保険労務士記載欄 氏 名 氏 名 等) 電話番号 1. 男 5. 男(基金 2. 女 6. 女(基金 3. 坑内員 7. 坑内員 (基金) 5. 男(基金) 6. 女(基金) フリガナ) 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 被保険者) 生 年 月 日 (名) (氏) 種 別 氏 名 整理番号 (基金) 被 1. 健保・厚年 ⑥個 人番 号 日(8) 取 得 被扶 保 取 得 3. 共済出向 9. 令和 0. 無 1. 有 [基礎年 |金番号 (該当) 養者 険 区分 4. 船保任継 年月日 者 円 (合計 (分+④) ⑦(通貨) (10) 1 報酬 備考 ②(現物) 円 月額 住 所 (フリガナ) (氏) 男女 男(基金) 日 ④ 昭和 (名) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員 被保険者 生 年 平成 種 別 氏名 整理番号 月日 令和 (基金) 1. 健保・厚年 ⑥個 人番 号 ⑦ 取 得 日⑧ 被扶 被 年 保 取 得 3. 共済出向 9. 令和 0. 無 1. 有 基礎年金番号 (該当) 年月日 養者 険 区 分 4. 船保任継 者 円 (合計 分十分) ⑦(通貨) 2 報酬 備考 ♂(現物) 円 月_額 住 所 1. 男 5. 男(基金) 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員 (フリガナ) 昭和 被保険者 (氏) (名) 生年 平成 氏 名 種 別 整理番号 月日 令和 1. 健保・厚年 6個 日8 被扶 被 ⑥個 人番号 月 .) 取 得 取得 3. 共済出向 令和 0. 無 1. 有 (該当) 養者 区分 険 4. 船保任継 年月日 金番号 者 10 **⑦**(通貨) (合計 (分+(4)) 円 3 報酬 備考 ②(現物) 円 月額 住 所 男女 (フリガナ) 5. 昭和 2. 女 6. 女(基金) 3. 坑内員 7. 坑内員 生 年 被保険者 (名) (氏) 平成 氏 名 種 別 月日 整理番号 令和 ⑦ 取得 (該当) 被 1. 健保・厚年 ⑥個 年 日 ⑧ ⑥個 人 番 号 被扶 保 取 得 3. 共済出向 令和 0. 無 1. 有 基礎年 養者 区分 険 4. 船保任継 金番号 年月日 者 ⑦(通貨) (合計 (分+(分) 円 4 報酬 備考 ◆(現物) 円 月額 住 所

(裏面)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してくださ

V.

令和6年3月28日 木曜日

事業所 事業所 0 1 2 | 3 | 4 | 5 イトローハ 1 : 整理記号 뭉

①被保険者整理番号: 提出順に被保険者整理番号を払い出ししますので、記入する必要はありません。 ②氏名 氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。

年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。 ③生年月日

> (5) 昭和 H 3 3 5 7. 平成 6 0 0 9. 令和

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

: 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。 ⑤取得区分

> 1. 健保・厚年 健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く) 3. 共済出向 共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき 4. 船保任継 船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号 (基礎年金番号) 本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載され ている10桁の番号を左詰めで記入してください。ただし、健康保険組合への届出については、必ず個人番号を記入してくださ

い。

適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以 ⑦取得(該当)年月日:

上被用者に該当した目)、その使用される事業所が適用事業所となった目等を記入してください。

⑧被扶養者 健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。

「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 「⑤(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。

臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。 **※**1

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額を記入してください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬

の平均額を記入してください。

「④(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被

服等は時価により算定した額)を記入してください。

⑩備考 必要に応じて記入してください。

住所を記入してください。 (1)住所

※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

備考1:この用紙は、A列4番とすること。

2:必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第三号の二(第二	二十四条関係)
------------	---------

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・厚生年金保険70歳以上被用者該当届 様式コード2200
1. 個人番号 2. 被保険者生年月日 3. 性別 一一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
4. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ)
5. 変更後の氏名 フリガナ(カタカナ)
17. 社会保険事業所整理記号 18. 社会保険事業所番号 19. 社会保険被保険者整理番号 20. 種別 (1 男 5 男(基金) 2 女 6 女(基金) 3 坑内員 7 坑内員 (基金)
21. 社会保険資格取得区分 22. 基礎年金番号(個人番号を記入した場合は、記入は不要です。) 23. 社会保険資格取得年月日 (1 健康・厚年) (3 共済出向) (5 昭和 7 平成 9 令和) (4 世末 本) (5 日本 月 日)
24. 被扶養者 26. 備考 25. 報 (通貨) 円 円 調 (現物) 円 円 額 合計 円 円 円 額 合計 円 円 円 回 日本
27. 被保険者の住所(個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。) 郵便番号
数保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。) 被保険者氏名(ローマ字)(デルファベット大文字で記入してください。) 被保険者氏名(ローマ字) [続き]
35. 住民票 0 (1 有) の有無 (1 有) の有無 (氏) (名) 37. 通称名 (アリガナ (氏) (名) 38. ローマ字氏名をお持ちでない理由
□短期在留者のため □海外に住所を有している者であるため □在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため □その他(理由)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
43. 事業所名称
令和 年 月 日提出 住 所 [〒]
事業主氏名
社会保険 氏 名 労務士
記載欄

様式第十三 号の二 (第百. [1] 条の二及び第百二十九条の二

表

国

有項

すぐに住所欄に住所を自署 して大切に

ける際に支払う-皆ごとに1か月1 5 一部負担公 引につき、5 国金の問題に 養者 額は、保険医療定められた額を を受いに開始 け添るえ

楽こ 業者について療養 この証を被保険者

> 77 き渡にし

機限

(号外第77号)

1. この証の交付を受けたときには、すぐに保持してください。 保持してください。 2. この証によって療養を受ける際に支払う関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月1度とします。 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者は、その窓口で電子的確認を受けるか、こてください。 4. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶条件に該当しなくなったとき又は有効期限の話を保険者に返してください。ただし、りません。 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法によけます。 6. 表面の記載事項に変更があった場合には出して訂正を受けてください。ただし、事ません。 被扶養者効期限に減れています。 # 籐者でなくなったときに産したときは、2E に達したときは、2E 事業主を経由してもき 7き、認定の 5日以内にこ 差し支えあ

刑法により詐欺罪と $\overline{\zeta}$ して懲役の処分を受

合にして こは、速やかに、 事業主を経由1 (1 この証を保険者しても差し支え 者がにあるこれ

編13.2

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4. 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「カ」と、同条第1項第4号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「カ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みII」と記載すること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることをの他所要の調整を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

令和6年3月28日 木曜日

浽 適用对象者 被保険者 * 寀 嵐 作 発 绞 빤 保番名及 严 效 甪 +氏 1 K \blacksquare 伻 伻 侢 Ç 在 溪 X 进 Ш \mathbb{H} Ш 者号称印 Ш Ш Ш 老 分 强 肥 ₩ 松 4 昭和· 昭和• 餜 康 合和 令和 平成 平成 寐 険 强 合和 合和 庚 緗 盤 併 升 蔨 4F 声 \mathbb{H} 桁 伻 侢 嫪 定 Ш 田 併 삠 \mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H} Ш Ш ₩ Ш Ш Ш 交付

|額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されま 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので イナ保険証 * 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 マイナ保険証をぜひご利用ください。 8 を利用すれば、 事前の手続き 7

様式第十四 山口 (第百 五条 及び第百二 十九条の三 뭂

保持して、この証に、用及び食 の証の の交付を受けたと (ください。 によって療養を受験事療養標準負担 \cap 14 Ñ すぐに住所欄に住所を自 旦金限度% と額が行る 晰 Ċ て大切に に額のできたされ

吳哲 け額 Mok 場は 合は、生活、 、次のとおり一部負担 療養標準負担額の減

養脂 を受ける際に支払う 5護事業者ごとに1か ĬĒ. 部に 負つ 担金の額は、保険医療 き、別に定められた額 療願 淡藤標は大い。

機を

関限

等度

されてと

指来

額生

又岩

17H

に渡

療保 養険 李 学別 受証 けに る旅とえ 担厚

(2) 人院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額に大臣が定める減額された額とします。 大臣が定める減額された額とします。 大臣が定める減額された額とします。 は、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保庭してください。 4. 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくな条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経用ありません。 くなった。これは、、か然田し、 451r CT III W が、認成の可以的対域の対象を対しては大力に対対し来した大力に対対した

| 速やかにこの | 業主を経由| \subset はいし、 が一次で 9 役の処分 保差 廃し

李孝

Minh

4

6.

32.11金

 \subseteq 1 ナル とする。

る。一個である。 無数状状

减養

額者

立対

奏あ

含多

V-,

C#0

欄は

備考
1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリン
2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
2. この証は、対象者が被保険者であるときは、表面の「適用 3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用 5. 大りの欄に該当事項を記載すること、対象者が被保険者である場合は「オ」と、同第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者である場合は「1」と、同項第5号に掲げる者であるとさば、指し、フは「1」に加え、と、他、必要があるときは、各欄の配置を著しく変更する。
6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更する加えることその他所要の調整を加えることができる。 技施行会会と、同窓が表れて、 者が、 d 第条あ $\neg \mathcal{F}$ ある場合(「(境)」 第42条第1項第5号∑ 終第3項第6号に掲げ ある場合は「Ⅱ」と と記され 囲運車である。 MM 又げと はる記 (BI)

、変更す とができ 、 注意事 , છે છ (1/1 199 ・省略す なく 肥 要の変 B 2 2 25 浬

表

日田田子 10元 1	
「「「「「」」」 「「」 「「」 (「」) (「」) (「」) (「」) (「	# #4
操展体 機	• 埔淮石古宮浜留辺宁

額適用・ -保険証 る限度額 ğ 蘇 8 1 を超える 準負担額減額認定証の提示は不要 を利用すれば、 される個人番号カー 保険証を 支払いが免除されま ぜひご利用ください。 高額療養費制度に ドをいいます。

第 条 、船員保険法施行規則の一部 様式第六号及び様式第七号を次のように改める。 船員保険法施行規則 (昭和十五年厚生省令第五号)

の

一部を次のように改正する。

(裏面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

 不正にこの証を使用す。
 表面の記載事項に変て訂正を受けてくださん。 変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出 ごさい。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありま 4

金2.1 金3.2

1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ユ」と、同条第3項第3号又は第4号取は第2項第4号に掲げる者である場合は「五」と、同条第3項第3号又は第4号取は第2項第4号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みI」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みI」と記載すること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

令和6年3月28日 木曜日

国

保険者		*	発	象者	3 科	適田	琳	保険	筷		
所 保番名及在 彼 ジ	適用区分	有効期限	発効年月日	住	生年月	开	生年月	开	뺩		
地 者号称印	7		Ш	所		名	Ш	名	中		
		令和 年 月 日	令和 年 月 日		昭和•平成•令和 年 月		昭和•平成•令和 年 月		船 番号 (枝番)	令和 年 月 日交付	船員保険限度額適用認定証
					ш		Ш				

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されま 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、 マイナ保険証 × ;子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 イナ保険証を 8 を利用すれば、 んずい 利用ください。 事前の手続きなく、

様式第七号(第九十五条関係)

(表面)

		船員保険限	是度額適用	・標準負	負担額源	或額認定	証		
						令和	年	_ 月	日交付
被	記号	船		番号				(枝番)
保険	氏 名								
者	生年月日	昭和・平	ズ成・令和	年	月	日			
適用	氏 名								
減	生年月日	昭和・平	成・令和	年	月	日			
減額対象者	住所								
発	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和	年	月	日				
7	有効期限	令和	年	月	日				
j	適用区分								
長 該	期 入 院 当	令和	年	月	F	3		R険 計印	
保険者	所 保番 名及 び が印								

マイナ保険証(※)を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 (裏面)

注意事項

令和6年3月28日 木曜日

- 1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してくださ
- 2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養 標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業 者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受 ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額と します。
- 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電 子的確認を受けるか、この証を被保険者証に添えて渡してください。
- 4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65 歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなく なったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこ の証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受 けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

- 1. この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- 2. この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
- 3. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保 険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載する
- 4. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲 げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「I」と、同項第 5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 5. 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の 適用区分「オ」又は「 I 」に加え、「(境)」と記載すること。
- 6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその 他所要の調整を加えることができること。
- 7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式コード2200	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・厚生年金保	険70歳以上被用者該当届
1. 個人番号 4. 被保険者氏名	2. 被保険者生年月日 一 一 元号 年 フリガナ(カタカナ) 「	3. 性別 (5 昭和 (7 平成) (1 男) (2 女)
5. 変更後の氏名	フリガナ(カタカナ)	
17. 社会保険事業所整理記号	18. 社会保険事業所番号 19. 社会保険被保	
		(1 男 5 男(基金)) (2 女 6 女(基金)) (3 坑内員 7 坑内員 (基金))
 21. 社会保険資格取得区分 22 (1 健康・厚年) 3 共済出向) 24. 被扶養者 	. 基礎年金番号(個人番号を記入した場合は、記入は不要です。	23. 社会保険資格取得年月日 元号 年 月 日 5 昭和 7 平成 9 令和 9
25. 報 (通貨) 1 有 (現物) 合計	円 該当する項目 1 70歳以上 2 二以上事	目を○で囲んでください。 被用者該当 4 退職後の継続再雇用者の取得 業所勤務者の取得 5 その他(働者の取得(特定適用事業所等)
郵便番号		1 海外在住 理由: 2 短期在留 3 その他())
28. 被保険者氏名(ローマ字)(ア	ルファベット大文字で記入してください。) 	桜保険者が外国人の場合のみ記入してください。
36. 漢字氏名 (フリガナ (氏) (38. ローマ字氏名をお持ちでない	(名) 37. 通称名 (35. 住民票
□短期在留者のため □湘	外に住所を有している者であるため	の他(理由)
43. 事業所名称		
住 所 〒		令和 年 月 日提出
事業主氏名電話番号		

第四条 (国民健康保険法施行規則の一部改正) 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)

様式第一号の八から様式第一号の九の二までを次のように改める 様式第一号の八(第二十七条の十四の二関係)

の一部を次のように改正する。

擅 # 屈

注

- 別に定められた額を限度とします。 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は
- なくなったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため市町村が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村に返 1. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当し 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受け うとするときは、演してください。 てください。また、転出の届出をする際には、 その窓口で電子的確認を受けるか、 この証を添え 三の証
- . 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保 険給付費の返還を求める場合があります。 ください。
- 証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 あったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、こ 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めが 9
- の処分を受けます。 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、

電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 マイナ保険証をぜひご利用ください。 マイナ保険証(※)を利用すれば、

事前の手続きなく、

批

令和6年3月28日 木曜日

			A ti	m2 \ \ \ \ \					
保び名後に称	滷	発	者用	対象適	伟 主	車	뻅		
保険者番号並 びに交付者の 名称及び印	用区	効期	生年月	Ą	Ą	住	中		
世の神	分	ш	月日	名	名	所		h x r - x r	
								有 効 期 限 交付年月日	〇〇都河限月
)都道府県国民健康保険 限度額適用認定証
							櫸	年年	国民修用認定
							中	E E	建康保
		年	年					шш	
		Я	Я						
		Ш	П				(枝番)		

- 強光 この証は、対象者1人ごとに作成すること。
- 3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、 項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第 と記載すること。 同条第1項第4号又は第3

- ω

- 2.

- - 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。

 - この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができるこ

5

別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の二(第二十七条の十四の二関係) (黒面)

(表面)

泊 擅 # 屈

- 別に定められた額を限度とします。 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は
- を渡してください。 ようとするときは、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受け その窓口で電子的確認を受けるか、この証
- 3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、又は組合員が保険料を滞納したため組合が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてくださ
- .. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保 険給付費の返還を求める場合があります。
- 証を添えて、組合にその旨を届け出てください。 たときは、直ちに、 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあっ この証を組合に返してください。
- の処分を受けます。 不正にこの証を使用した者は、 刑法により詐欺罪として懲役

称及び印

徧 批

令和6年3月28日 木曜日

保険者番びに保険	滷	発	者用	対象適		> 湽	ם		
者番号 保険者	用区	効 期	生年	用	Ħ	帝	号		
並の	分	Ш	月日	经	名	平			
								有 効 期 限 交付年月日	国民健康保険限度額適用認定証
							番	平平	限度額
							号	Я	適用認
		年	年						泉定証
		Я	月						
		П	Ш				(枝番)		

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 マイナ保険証 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、 * 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 マイナ保険証をぜひご利用ください。 * を利用すれば、 事前の手続きなく、

紫紫 この証は、対象者1人ごとに作成すること。

- 3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3 項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」と記載すること。 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、 同条第1項第
- 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。 必要があるときは、 各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加える ことその他所要の調整を加えることができるこ

様式第一号の八の三(第二十七条の十四の四関係) (黒面)

(表面)

注 擅 # 屈

- 別に定められた額を限度とします。 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は
- ようとするときは、 を渡してください。 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受け その窓口で電子的確認を受けるか、この証
- 3. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてくださ
- : 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保 険給付費の返還を求める場合があります。
- 証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 あったときは、直ちに、 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、こ 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めが この証を市町村に返してください。 9
- 7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役 の処分を受けます。

保険者番号並 びに交付者の

名称及び印

令和6年3月28日 木曜日

演	発	者 王		唐宝	庫	計			
E N	効期	生年月	果	尺	住	号			
分	ш	月日	名	名	所				
							有 効 期 限 交付年月日	〇〇都道府県国民健康保険 限度額適用認定証	
						無	平平	都道府県国民健康 限度額適用認定証	
						号	H H	建康保定証	
	平	年						一一	
	Я	Я				(;			
	Ш	Ш				(枝番)			

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 マイナ保険証 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。 マイナ保険証をぜひご利用ください。 * を利用すれば、 事前の手続きなく、

- 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第3号又は第5項第3号に該当する場合は「現役並みII」と、同条第4項第4号又は第5項第4号に該当する場合は「低II」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低II」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低II」と、同条
- 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を

別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えるこ

とができ

 \mathcal{W} 1

- 推量

様式第一号の八の四(第二十七条の十四の四関係)

注意事項

- . この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- .. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 1. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 1. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
- . 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を組合に返してください。. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この
- 証を添えて、組合にその旨を届け出てください。 . 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

保険者番号並びに保険者の

滷

 \mathbb{H}

X

分

名称及び印

論 逃

_								
						1		
	発	者用	対象適		>	間		
	効 期	生年月	用	果	帝	坦		
	Ш	月日	名	名	严			
							有 効 期 限交付年月日	国民健康保険限度額適用認定証
						串	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	限度額
						坦		歯用認
	年	年						定証
	Л	Д				(枝番)		
	Ш	Ш				平)		
					l			

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、 マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(表面)

- 推量
- 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。

別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えるこ

とができ

 \mathcal{W} 1

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を

- 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第3号又は第5項第3号に該当する場合は「現役並みII」と、同条第4項第4号又は第5項第4号に該当する場合は「低II」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低II」と、同条第4項第6号又は第5項第6号に該当する場合は「低II」と、同条

(号外第77号)

様式第一号の九(第二十七条の十四の五関係) (悪血)

泊 쾓 # 屈

- . この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金 限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担 額の減額が行われます。
- (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機 関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定め られた額を限度とします。
- 2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となりま
- 2. 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、 窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しな 64
- 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保 なったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、 た、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- あったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 険給付費の返還を求める場合があります。 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めが この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この
- 7. 不正にこの証を使用した者は、 証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 刑法により詐欺罪として懲役
- の処分を受けます。

高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用・標準負担額減額認定証の事前申請は不要となりま

すので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、

析

保険者番号並びに交付者の 名 称 及 び 印 偨 举 沝 쌤 \mathbb{H} 銋 庫 長該 蔨 発 適用·减額 当年月 捶 田 効 \mathbb{H} K H 甪 亨 \geq :年月 X 斯 院目 分 Ш Ш ₩ 名 肥 限度額適用・標準負担額減額認定証 有 交付年月日 ○○都道府県国民健康保険 効期 年 强 П 年年 絁 Ш 月月 更 шш 平 升 交者付印印 耳 田 (技番 Ш Ш

(表面)

- 徧 妣
- 2.
- 5.4.3
- この証は、対象者1人ごとに作成すること。 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「I」と、同項第5号に該当する場合は 「II」と記載すること。 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「I(境)」と記載すること。 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九の二(第二十七条の十四の五関係) (異面)

(表面)

泊 癝 ## 赶

- . この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金 限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担 額の減額が行われます。
- られた額を限度とします。) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機 関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定め
- 2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となりま
- 2. 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、 窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。 64
- 転出の届出をする際には、この証を添えてください。 くなったときは、直ちにこの証を組合に返してください。また、 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当しな
- 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保 険給付費の返還を求める場合があります。 有効期限を経過した証を使用することはできません。
- たときは、直ちに、 証を添えて、組合にその旨を届け出てください。 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあっ この証を組合に返してください。 9
- 7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役 の処分を受けます。

掀

令和6年3月28日 木曜日

保険者番号並びに保険者の ろ 称 及 び 印 偨 举 桝 뺍 $\Box \triangleright$ 쐂 長該 滷 発 適用•減額 当年月 戡 \mathbb{H} 効 生年 H H 帝 亨 国民健康保険限度額適 \geq X 进 田 院目 分 Ш Ш 名 名 肥 有 効 期 限 <u>交付年月</u>日 平 田 **三** 年年 絁 標準負担額減額認定証 Ш 月月 亨 шш 升 伻 保育的印度 田 田 (技番 Ш Ш

限度額適用・標準負担額認定証の事前申請は不要となりますの 高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 マイナ保険証(※) 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます マイナ保険証をぜひご利用ください。 を利用すれば、 事前の手続きなく、

- 貴老 2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号に該当する場合は「I」と、同項第5号に該当する場合は
- 6.5.4.3

 - 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「I(境)」と記載すること。この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

- 「II」と記載すること。

を受けた場合は、 合があります。

有効期限を経過した証を使用することはできません。ま、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付で受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場

窼

H

经

籴

桝

生年月

Ш

仠

耳

Ш

男・女

届書を、市町村に提出してください。 、不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として

この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての

この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、

懲役の処分を受けます。

返してください。まを添えてください。

.. 被保険者の資格がなくなったとき又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証

秡

保険

苯

絁

卓

有 劾 期 限 <u>交付年月日</u>

年年

月月

шш

後期高齡者医療限度額適

用認定証

(表面)

菝

魚

肥

この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額 、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限

注 癝

屈

令和6年3月28日 木曜日

保並者び

険びの印

者に名

番保称

号険及

蔨

 \mathbb{H}

|X|

分

発

效

进

Ш

年

田

Ш

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されま原度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第四号の二及び様式第五号を次のように改める。

様式第四号の二(第六十六条の二第二項関係)

()裏面)

- 紫紫 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第3号に掲げる者である場合は「現役Ⅱ」と、同項

- この証は、対象者1人ごとに作成すること。
- 第4号に掲げる者である場合は「現役 I」と記載すること。

別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

療養を受けるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、被保険者証とともにこの証を提出することを被保険者等に周知すること。

必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができるこ

 $^{\circ}$

樣式第五号(第六十七条第二項関係)

(裏面)

掉 # 屈

泊

担額の減額が行われます。 金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負 この証によって療養を受ける場合は、 次のとおり一 部負担

- Ht 4 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療 関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度と 医療機
- 被保険者の資格がなくなったとき又は認定の条件に該当なくなったときには、直ちにこの証を市町村に返してくざい。また、転出の届出をする際には、この証を添えて 2 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養 標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療 養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額され 額となります。
- 合があります。 を受けた場合は、 ください。 有効期限を経過した証を使用することはできません。ま、有効期限を経過した証を使用して後期高齢者医療給付、受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場
- 届書を、市町村に提出してください。

長該

 \succ

院目

伻

田

Ш

保省鎮印

当年月 戡 嵐

田

X

分

発

效

撫

Ш

仟

 \mathbb{H}

Ш

懲役の処分を受けます。 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として 妣

び名 采

に 政者番号 がに 保険者 がる み 及 び 一

並の印

令和6年3月28日 木曜日

ださい。また、

被 * 廃 寀 按 籴 後期高齢者医療限度額適用 険 生年 H 甪 華 緗 耳 松 肥 卓 交付年月 效 进 日曜 年年 • 蘇 準負担額減額認定証 月月 升 耳 Ш 男・女

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されま、限度額適用・標準負担額減額認定証の事前申請は不要となりますのアイナ保険証をぜひご利用ください。 * 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます けので 4

(表面)

報

2

- 備考 1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。 2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
- ω 第6号に掲げる者である場合は「区分 I 」と、第14条第7項に掲げる者である場合は「区分 I (老福)」と記載すること。 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第5号に掲げる者である場合は「区分II」と、同項
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第40条第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区分I」に加え、「(境)」と記載す
- ・週用区分懶には、週用対象者が高齢者の第6号に掲げる者である場合は「区分I」 。高齢者の医療の確保に関する法律施行ること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
- 療養を受けるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、被保険者証とともにこの証を提出することを被保険者等に周知すること。

条 この省 (施行期日)

附

則

(経過措置)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。 |条|| この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。